
上田日本無線株式会社
グリーン調達ガイドライン
第 7.0 版

 **上田日本無線株式会社**
管理部 資材調達グループ・品質保証部
2025年04月

目次

1. はじめに.....	2
2. 目的.....	3
3. 適用範囲.....	3
4. グリーン調達基準.....	3
5. 取引先様へのお願い事項.....	3
表 1 含有化学物質管理基準法令.....	4
改訂履歴.....	5

1. はじめに

上田日本無線株式会社及びその関係会社(以下、弊社と記す)は、環境負荷の低減と製品の安全確保のため、事業活動において気候変動対策及び循環型社会、自然共生社会の実現を目指す中で、自然環境や人体に影響を及ぼす化学物質の管理を強化しております。これらを推進するためには、環境法規制の順守と同時に原材料や部品等の調達から、製品の製造、販売、使用、廃棄に至る、製品のライフサイクル全体の視点で管理基準を定め、社会的な要請に応じて行くことが重要と考えています。「上田日本無線株式会社 環境方針の基本理念」に基づき、弊社が提供する製品が「自然環境の保護」及び「生態系の保全」並びに「人への健康被害防止」に十分配慮したものであるために、本グリーン調達ガイドラインにて弊社が調達する物品に対する化学物質の管理基準を示します。

環 境 方 針

基本理念

上田日本無線株式会社は、経営理念「エレクトロニクス技術をもって、人類の健康と安全に寄与し、情報通信分野に貢献する」に基づき、地球環境の保全が重要課題の一つであることを認識し、事業活動のあらゆる段階で、環境の保全に配慮して行動する。

基本方針

- (1) 事業活動、製品及びサービスにおいて、ライフサイクル全体の環境負荷低減に対応する環境マネジメントシステムを構築し、社会的要求に応える。
- (2) 技術的、経済的に可能な範囲で、省エネルギー・省資源・廃棄物削減・有害化学物質削減、継続的改善に取り組み、汚染の予防に努める。また、生物多様性の保全に配慮する。
- (3) 環境関連法規及び会社が同意するその他の要求事項を順守し環境の保全と向上に努める。
- (4) 環境改善活動を実践するための環境目標を定め、その達成のため最善の努力をする。また継続的改善を図るため、環境目標は、定期的な見直しをする。
- (5) 環境方針を文書化し実行し維持する。全ての作業員に周知徹底するため、環境方針及び環境目標を記載した環境方針カードを作成し配布する。
- (6) 環境方針は、ホームページ等を通じ社外へ公表する

2. 目的

取引先様から弊社の管理対象物質の含有情報を確実に入手し、弊社調達品において、有害物質を排除した物品を調達するとともに、サプライチェーンにて伝達が必要な化学物質情報を適切に管理するため、調達品に関するグリーン調達基準に則った物品の調達を目的といたします。

3. 適用範囲

弊社が生産、販売する製品に用いるために調達する全ての物品に適用します。ただし、弊社の顧客から別段の要求がある場合は、その要求を満たす調達を行います。

4. グリーン調達基準

下記の基準が満たされていること。

- (1) 調達品に含有する化学物質は、表1「含有化学物質管理基準法令」に示す法令等で定める基準に従うこと。ただし、別途基準を定める場合は、その基準に従うこと。
- (2) 調達品に含有する化学物質に関する正確な含有情報が提供されること。
- (3) 調達品の含有化学物質の管理は、JAMP*1 が提供する「製品含有化学物質管理ガイドライン」又はこれに準じた基準に基づいた管理が実施されていること。

*1) JAMP 日本アーティクルマネジメント推進協議会

5. 取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するため、下記の各項目についてご協力をお願いします。

(1) グリーン調達基準に適合した物品の納品

弊社が生産、販売する製品に用いるために調達する物品(製品、部品、材料、包装材、印刷物、副資材等)について表1「含有化学物質管理基準法令」に示す化学物質管理基準に適合した納入をお願いします。

(2) グリーン調達基準に従った情報の提供

弊社への納入品が、グリーン調達基準に適合した物品であることを確認する情報の一つとして、JAMP が推奨する情報伝達シート(chemSHERPA)の提供をお願いします。ただし、弊社より別のフォーマットを指定する場合があります。

なお、納入品の含有化学物質情報、当該法規制情報に変更があった場合は、上記資料の更新と提供をお願いします。

(3) グリーン調達基準に従った物品の管理

弊社に納入する物品について JAMP が提供する「製品含有化学物質管理ガイドライン」又はこれに準じた基準に基づいた管理をお願いします。

なお、取引先様の管理状況を「環境取組み調査票」又は「環境取組み再評価調査票」にて確認させていただきます。

(4) 納入物品の仕様情報等について

弊社製品に対する法規制又は弊社顧客要請に対応するため、特定の化学物質(群)、法令、基準及び規格に関して、法規制順守を記載した注文書、購買仕様書、図面等又は契約書の取り交わし等の対応をお願いする場合があります。

表 1 含有化学物質管理基準法令

法規制及び業界基準名称	略記号
(日本) 化審法 第一種特定化学物質	CSCL
(米国) 有害物質規制法(TSCA) 使用禁止又は制限物質(第 6 条)	TSCA
(EU) ELV 指令	ELV
(EU) RoHS 指令 Annex II	EU RoHS
(EU) POPs 規則 Annex I	POPs
(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質)及び Annex XIV(認可対象物質)	SVHC
(EU) REACH 規則 Annex XVII(制限対象物 質)	REACH Annex XV II
(EU) 医療機器規則(MDR) Annex I 10.4 化 学物質	MDR
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IEC62474

改訂履歴

改訂日	改訂番号	改訂項目番号	事由・改訂要旨
2010.10.07	第4版	—	「第3版」の内容見直しにより全面改訂 →「第4版」とする。
2017.10.01	第5版	—	「第4版」の内容見直しにより全面改訂 →「第5版」とする。
2018.12.26	第6版	—	「第5版」の内容見直しにより全面改訂 →「第6版」とする。
2020.06.08	第6.1版	—	「第6版」の内容見直しにより全面改訂 →「第6.1版」とする。
2021.01.28	第6.2版	—	資材部 → 資材調達グループ に変更(2箇所) 別冊「環境負荷物質一覧表」の Ver.6.00 を削除。
2022.05.27	第6.3版	3.2項 3.3項 6項 表1 別冊	3.2 a)4) PFOS 類の含有調査 → 削除し、以降の項番を繰上げ。 3.3 g) 2005/20/EC → 94/62/EC に変更。 6.e) PFOS 類 → 削除し、以降の項番を繰上げ。 表1 国内外等法規制 POPs 規則 → POPs 条約 に変更。 文中及び別冊の版 No.を 6.2 版 → 6.3 版 に変更。
2023.07.14	第6.4版	3.2項 6項 表1 表2 別冊	3.2 b)2) JAMA/JAPIA 統一データシートの URL を最新に変更。 6.e) REACH 規則 下記のとおり、取消し線部削除し下線部追加。 欧州で 2006 年 12 月 43 18 日 EC 規則 No.1907/2006 として 可決 採択され… 表1 化学物質群名:特定アミン, 短鎖方塩化パラフィン 国内外等法規制欄の 独国内法 を削除。 表2 化学物質群名:ホルムアルデヒド 国内外等法規制欄:EU 殺生物剤規制 → EU 殺生物性製品規則 に変更。 文中及び別冊の版 No.を 6.3 版 → 6.4 版 に変更。
2025.03.17	第7.0版	—	「第6.4版」の内容見直しにより全面改訂 →「第7.0版」とする。 グリーン調達ガイドライン 第6.4版別冊「環境負荷物質一覧表」を廃止
			以下余白